

香川県報



号外 4

平成 16 年

3月30日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

- 香川県消防学校規則の一部を改正する規則 （危機管理課） 一
- 香川県母子福祉資金及び専婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則 （子育て支援課） 七
- 香川県都市公園規則の一部を改正する規則 （観光振興課、にきわい創出課、都市計画課、教育委員会） 二八

規 則

香川県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十四号

香川県消防学校規則の一部を改正する規則

香川県消防学校規則（昭和四十年香川県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。
第二条中「が行う業務は、次に掲げる」を「の業務は、次の」に改め、同条第一号中「（以下「消防職員等」という。）」を削り、「教育訓練計画の作成及び」を「教育訓練の実施計画の作成及びその」に改め、同条第二号中「消防教育訓練」を「教育訓練」に改める。
第七条及び第八条を次のように改める。

（教育訓練）

第七条 学校において行う教育訓練の種類、対象者及び内容は、消防学校の教育訓練の基

準（平成十五年消防庁告示第三号）の定めるところによる。

2 教育訓練の種類、ことこの教科目及び時間数は、消防学校の教育訓練の基準に定める標準的な教科目及び時間数を勘案して校長が定める。

（教育訓練の実施計画の作成等）

第八条 校長は、毎年三月末日までに、翌年度において実施する教育訓練につき、次に掲げる事項に関する計画を作成し、知事の承認を得なければならない。これを変更するときも、同様とする。

一 教育訓練の種類

二 時期

三 期間

四 定員

2 校長は、前項の承認を受けたときは、速やかに、当該承認に係る実施計画を市町長及び消防長に通知しなければならない。

第九条第一項中「消防長等」を「任命権者」に、「消防職員等」を「消防職員又は消防団員」に改め、同条第二項中「を受理した」を「の提出があつた」に、「つえ」を「上」に、「その者」を「その旨」に、「消防長等」を「任命権者」に改める。

第十条中「生徒」を「前条第二項の規定により入校を決定された者（以下「学生」という。）」に、「の期間中」を「（校長が別に定めるものを除く。）の期間中は、」に改める。

第十一条を次のように改める。

（懲戒）

第十一条 校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し、懲戒処分として退校、謹慎又は訓戒の処分を行うことができる。

2 前項の退校の処分は、学生が次の各号のいずれかに該当するときに行つことができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- 二 学業成績が著しく不良で、成業の見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由がなく、出席状況が良好でないとき。
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

3 校長は、第一項の規定により処分を行ったときは、理由を付してその旨を処分を受けた学生及びその者の任命権者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

第十二条の見出しを「(卒業証書の授与等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

校長は、教育訓練の課程のうち、初任教育の課程を修了した者に対しては卒業証書(第二号様式)を、その他の課程を修了した者に対しては修了証書(第三号様式)を授与する。

第十二条第二項中「前項」を「前項の教育訓練」に、「第三号様式」を「第四号様式」に改める。

第十三条を次のように改める。

(教育訓練の実施状況の報告等)

第十三条 校長は、各教育訓練を終了したときは、その都度、その実施状況を知事に報告するとともに、当該教育訓練を受けた学生の実施結果をその任命権者に通知しなければならない。

別表を削る。

第一号様式から第四号様式までを次のように改め、第五号様式を削る。

第1号様式(第9条関係)

(日本工業規格A例4番)

入 校 申 請 書

年 月 日

香川県消防学校長 殿

任命権者 職氏名 印

次の者について、入校を許可されるよう申請します。

消防職員又は 消防団員の別				
教育訓練 の種別		期間	年 月 日から 年 月 日まで	
所 属				
階 級				
(ふりがな)			性別	生年月日
氏 名			男 ・ 女	年 月 日
住 所				
消 防 歴	発令年月	階 級	発令年月	階 級
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
	年 月		年 月	
備 考				

注 消防職員について、初任教育又は専科教育の救助科に係る入校を申請する場合は、その者の健康診断書を添付してください。

第 号

卒 業 証 書

所 属
階 級
氏 名

本校第 期初任教育の課程を修了し、本校を卒業したことを証します

年 月 日

香川県消防学校長 氏 名 

第3号様式(第12条関係)

(日本工業規格A列4番)

第 号

修 了 証 書

所 属

階 級

氏 名

本校第 期 教育(科)の課程を修了したことを証します

年 月 日

香川県消防学校長 氏 名 印

第4号様式(第12条関係)

(日本工業規格A列4番)

第 号

優 等 賞

所 属
階 級
氏 名

本校第 期 教育(科)の課程において、その成績が極めて優秀でしたのでこれを賞します

年 月 日

香川県消防学校長 氏 名 印

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十五号

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則

香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則（昭和四十年香川県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中、「香川県中讃福祉事務所長」を、「香川県中讃保健福祉事務所長」に改める。

第四条第九号中、「住宅建設（購入、補修、保全、改築、増築）計画書」を、「住宅建設（購入・補修・保全・改築・増築）計画書」に改める。

第六条中、「申請者に対し」を、「規定による申請に対し」、「は母子寡婦福祉資金貸付決定通知書（第五号様式）により」、「を」、「又は」に、「母子寡婦福祉資金貸付不承認通知書（第六号様式）によりそれぞれ」を、「その旨を」に改める。

第七条中、「第七号様式又は第八号様式」を、「第五号様式」又は母子寡婦福祉資金（団体）借用書（第六号様式）にこれに押印した印（未成年者のものを除く。）の印鑑登録証明書を添えて」に改める。

第八条第一項中、「第八号様式」を、「第七号様式」に改め、同条第二項中「申請者に対し」を、「規定による申請に対し」、「に」、「は母子寡婦福祉資金据置期間延長決定通知書（第八号様式の三）により、「を」、「又は」に、「母子寡婦福祉資金据置期間延長不承認通知書（第八号様式の四）によりそれぞれ」を、「その旨を」に改める。

第十条中、「第九号様式」を、「第八号様式」に、「第十号様式」を、「第九号様式」に改める。

第十一条第二項中、「第十一号様式」を、「第十号様式」に改める。

第十二条中「前条の申請者に対し」を、「前条第一項の規定による申請に対し」、「に」、「は母子寡婦福祉資金増額貸付決定通知書（第十二号様式）により、「を」、「又は」に、「母子寡婦福祉資金増額貸付不承認通知書（第十三号様式）によりそれぞれ」を、「その旨を」に改める。

第十三条第一項中、「第十四号様式」を、「第十一号様式」に、「第十五号様式」を、「第十二号様式」に改める。

第十四条第一項中、「第十六号様式」を、「第十三号様式」に改め、同条第三項中「母子寡婦福祉資金貸付停止決定通知書（第十七号様式）により前二項の」を、「その旨を第一項又は前項に規定する」に改め、同条第四項中「母子寡婦福祉資金貸付停止決定通知書（第十七号様式の二）により」を、「その旨を」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中、「第十九号様式」を、「第十四号様式」に改め、同条第二項中「申請に対し」を、「規定による申請に対し」、「に」、「は母子寡婦福祉資金償還猶予承認通知書（第二十号様式）により、「を」、「又は」に、「母子寡婦福祉資金償還猶予不承認通知書（第二十一号様式）によりそれぞれ母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者」を、「その旨を当該申請者」に改める。

第十七条第一項中、「第二十二号様式」を、「第十五号様式」に改め、同条第二項中「申請に対し」を、「規定による申請に対し」、「に」、「は母子寡婦福祉資金償還免除決定通知書（第二十三号様式）により、「を」、「又は」に、「母子寡婦福祉資金償還免除不承認通知書（第二十四号様式）によりそれぞれ母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者」を、「その旨を当該申請者」に改める。

第十八条中「第二十五号様式」を、「第十六号様式」に改め、同条第九号中「住宅建設（購入、補修、保全、改築、増築）計画書」を、「住宅建設（購入・補修・保全・改築・増築）計画書」に改める。

第十九条中「第二十六号様式」を、「第十七号様式」に改める。

第二十条中「申請者に対し」を、「規定による申請に対し」、「に」、「は母子寡婦福祉資金貸付決定通知書により、「を」、「又は」に、「母子寡婦福祉資金貸付不承認通知書により

それぞれ」を、「その旨を」に改める。

第二十一条中「を知事」を「又は母子専福福祉資金(団体)借用書にこれに押印した印の印鑑登録証明書を添えて知事」に改める。

第二十二条第二項中「申請者に対し」を「規定による申請に対し」、「は母子専福福祉資金据置期間延長決定通知書により」、「を」、「又は」に、「母子専福福祉資金据置期間延長不承認通知書によりそれぞれ」を、「その旨を」に改める。

第二十五条中「前条の申請者に対し」を「前条第一項の規定による申請に対し」、「は母子専福福祉資金増額貸付決定通知書により」、「を」、「又は」に、「母子専福福祉資金増額貸付不承認通知書によりそれぞれ」を、「その旨を」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

母子福祉資金貸付申請書									
※ 県処理事項	受付	第 . . 号		決定	第 . . 号		貸付	第 . . 号	
資金の種類	資金			※ 決定事項	資金の種類	資金			
申請金額	円(月額 円)				貸付金額	円(月額 円)			
貸付期間					貸付期間				
償還の方法及び期間	年 半 月 賦 賦 賦	年 償 還 箇月償還			償還の方法及び期間	年 半 月 賦 賦 賦	年 償 還 箇月償還		
据置期間	年 箇月				備考				
支 払 希 望 金 融 機 関	銀行						(支)店		
		(当座・普通)			(償還金の口座振替希望 有・無)				
申 請 者	(フリガナ)	氏 名			連 帯 借 主 と なる 児 童	(フリガナ)	氏 名		
	生年月日	年 月 日				生年月日	年 月 日		
	住所及び電話番号	() -				住 所			
	職業及び月収					申請者との続柄			
	職業及び月収				修学又は修業先				
配偶者の状況	氏名 職業 法律婚・事実婚			離別の理由及びその時期	病死・事故死・離婚・遺棄・海外在留・法令拘禁・障害・その他 年 月 日				
家 族 の 状 況	続柄	氏 名		年 齢	職 業	月 収			
連 帯 保 証 人 の 状 況	氏名	生年月日			年 月 日				
	住所	申請者との関係			主な資産	円			
	職業	月収		円	主な負債	円			

第4号様式(第5条関係)

母子福祉資金(団体)貸付申請書											
※ 県処理事項	受付	第 . . 号			決定	第 . . 号			貸付	第 . . 号	
資金の種類	資金				※ 決定事項	資金の種類	資金				
申請金額	円				貸付金額	円					
償還の方法 及び期間	年	半	月	年償還 箇月償還	償還の方法 及び期間	年	半	月	年償還 箇月償還		
	賦	賦	賦			賦	賦	賦			
据置期間	年 箇月				備考						
支 払 希 望 金 融 機 関	銀行 (支)店 (当座・普通) (償還金の口座振替希望 有・無)										
法人の名称及び 主たる事務所の 所在地	(フリガナ) 法人の名称 所在地										
法人の設立許可 (認可)年月日	年 月 日			法人の設立 登記年月日	年 月 日						
貸 付 け を 受 け よ う と す る 事 業	事業場の 所在地										
	事業の 種類										
	事業の 使用人員	配偶者のない女子で現に児 童を扶養しているもの			その他の者	計					
		人			人	人					
その他の 者を使用 する理由											
理 事 の 状 況	氏 名	性 別	生年月日	配 偶 者 の 有 無	生 死 の 別 他 別	住 所	職業及び収入	主 な 資 産 及 び 負 債			

第四号様式から第八号様式までを次のように改める。

貸付けを受ける事業の概要及び資金の使途についての計画	償還年次		償還金充当財源の調達方法						
	1	()年							
	2	()年							
	3	()年							
	4	()年							

母子及び寡婦福祉法による母子福祉資金 () 資金) の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

香川県知事 殿

貸付申請者 主たる事務所
の所在地
名称
代表者の氏名 ㊟

に児童を扶養しているもの、配偶者のない女子で現業の使用	氏名	生年月日	配偶者の有無	生死その他別	住所	家族の状況				
						氏名	生年月日	年齢	続柄	扶養の有無

資産の状況 (年月日現在)	物件別		土地	建物	附帯設備	什器備品	有価証券	預金現金	その他	計
	基本財産	数量	m ²	構造	m ²	構造	品名数量	種類		
		評価額	円	円	円	円	円	円	円	円
	運用財産	数量	m ²	構造	m ²	構造	品名数量	種類		
		評価額	円	円	円	円	円	円	円	円
	負債	内訳	母子福祉借入	福祉資金	資金	その他の借入	金の未払	金の他	計	
金額		円	円	円	円	円	円	円		
資産総額		円			正味資産額 (資産総額 - 負債)			円		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第5号様式(第7条、第21条関係)

(日本工業規格A列4番)

母子寡婦福祉資金借用書

資 金 名		貸付決定日	年 月 日
貸 付 番 号			
借用金額	総額	円	
	月額	円	
利 子			
貸 付 期 間	年 月 月	から	年 月 月 まで
償 還 期 間	年 月 月	から	年 月 月 まで
償 還 方 法	還償 回	初回以降	円
		最終回	円

上記のとおり借用します。

ついては、母子及び寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の規定に従い、相違なく償還します。

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 住所

氏名

印

連帯借主又は住所
法定代理人

氏名

印

上記の資金の借用について、母子及び寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の規定を承知の上、借主と連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所

氏名

印

注 未成年者の押印した印を除き、借主及び連帯借主又は法定代理人並びに連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第6号様式(第7条、第21条関係)

(日本工業規格A列4番)

母子寡婦福祉資金(団体)借用書

資 金 名		貸付決定日	年 月 日
貸 付 番 号			
借用金額	総 額	円	
	月 額	円	
利 子			
貸 付 期 間	年 月 月から	年 月 月まで	
償 還 期 間	年 月 月から	年 月 月まで	
償 還 方 法	還 債	回	初回以降 円
			最終回 円

上記のとおり借用します。

については、母子及び寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の規定に従い、相違なく償還します。

年 月 日

香川県知事 殿

借主 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

Ⓜ

連帯借主 理事 住所

氏名

Ⓜ

理事 住所

氏名

Ⓜ

理事 住所

氏名

Ⓜ

注 1 理事の全員について本紙に記入することができない場合は、別紙に記入して添付してください。

2 代表者及び理事の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第7号様式(第8条、第22条関係)

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金据置期間延長申請書

次のとおり、母子寡婦福祉資金() 資金) の据置期間の延長を申請します。

- 1 貸付決定額 金 円(月額 円)
- 2 貸付期間 年 月から 年 月まで
- 3 延長前の据置期間 年 月から 年 月まで
- 4 延長後の据置期間 年 月から 年 月まで
- 5 据置期間の延長を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借主 住所

氏名

㊟

法定代理人 住所

氏名

㊟

連帯保証人 住所

氏名

㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第 8 号様式 (第10条関係)

(日本工業規格 A 列 4 番)

貸付番号	
------	--

休 学 届

次のとおり休学したので届け出ます。

- 1 修学者氏名
- 2 学校名 部 科 年
- 3 休学する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 年 月 日

県福祉事務所長 殿

借 主 住所
氏名 ⑩

法定代理人 住所
氏名 ⑩

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校長氏名 ⑩

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式(第10条関係)

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

復 学 届

次のとおり復学したので届け出ます。

- 1 修学者氏名
- 2 学校名 部 科 年
- 3 復学年月日 年 月 日

年 月 日

県福祉事務所長 殿

借 主 住所

氏名

㊟

法定代理人 住所

氏名

㊟

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校長氏名

㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第八号様式の二から第八号様式の四までを削り、第九号様式から第十七号様式までを次のように改め、第十七号様式の二から第二十六号様式までを削る。

第10号様式（第11条、第24条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金増額申請書

次のとおり、母子寡婦福祉資金（ 資金）の増額を申請します。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 増額金額 金 円（月額 円）
- 3 増額の始期 年 月から
- 4 増額を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

借 主 住所
氏名 印

連帯借主又は住所
法定代理人 氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第11号様式（第13条、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号

母子寡婦福祉資金貸付辞退申出書

次のとおり、母子寡婦福祉資金（ 資金）の貸付けを辞退したいので申し出ます。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 貸付金受領済額 年 月から 年 月まで
箇月分 円
- 3 貸付けを辞退する期日 年 月 日
年 月 日

県福祉事務所長 殿

借 主 住所

氏名

印

法定代理人 住所

氏名

印

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第12号様式（第13条、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金減額申出書

次のとおり、母子寡婦福祉資金（ 資金）の減額を申し出ます。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 減額金額 金 円（月額 円）
- 3 減額の始期 年 月から

年 月 日

県福祉事務所長 殿

借主住所
氏名 ⑩
法定代理人住所
氏名 ⑩

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第13号様式（第14条、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金借主資格喪失届

年 月 日から 母子 福祉資金（ 資金）の貸付けを受けています
寡婦
が、次の理由により貸付けを受ける資格がなくなつたので、届け出ます。

（理由）

年 月 日

県福祉事務所長 殿

借 主 住所

氏名

㊟

法定代理人 住所

氏名

㊟

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第14号様式（第16条、第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金償還猶予申請書

次のとおり、母子寡婦福祉資金（ 資金）の償還の猶予を申請します。

- 1 貸付決定額 金 円（月額 円）
- 2 貸付年月日 年 月 日
- 3 償還の猶予期間 年 月から 年 月まで
- 4 償還の猶予を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第15号様式 (第17条、第26条関係)

(日本工業規格A列4番)

貸付番号	
------	--

母子寡婦福祉資金償還免除申請書

次のとおり、母子寡婦福祉資金 (資金) の償還の免除を申請します。

- 1 貸付決定額 金 円 (月額 円)
- 2 貸付年月日 年 月 日
- 3 償還の免除額 円
- 4 償還の免除を申請する理由

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第16号様式(第18条関係)

寡婦福祉資金貸付申請書									
※ 県処理事項	受付	第 . . 号		決定	第 . . 号		貸付	第 . . 号	
資金の種類	資金				※ 決定事項	資金の種類	資金		
申請金額	円(月額 円)					貸付金額	円(月額 円)		
貸付期間						貸付期間			
償還の方法及び期間	年 半 月 賦 賦 賦	年 償 還 箇月償還		償還の方法及び期間		年 半 月 賦 賦 賦	年 償 還 箇月償還		
据置期間	年 箇月					備考			
支 払 希 望 融 機 関	銀行 (支)店 (当座・普通)				(償還金の口座振替希望 有・無)				
申 請 者	(フリガナ) 氏 名	-----			連 帯 借 主 と なる 子 等 以 上 で 有 る 二 十 歳	(フリガナ) 氏 名	-----		
	生年月日	年 月 日				生年月日	年 月 日		
	住所及び 電話番号	() -				住 所			
	職業及び 月 収					申請者との 続 柄			
	職業及び 月 収				修 学 又 は 修 業 先				
配偶者の状況	氏名 職業	法律婚・事実婚			離別の理由 及びその 時 期	病死・事故死・離婚・遺棄・ 海外在留・法令拘禁・障害・ その他 年 月 日			
家 族 の 状 況	続柄	氏 名			年 齢	職 業	月 収		
連 帯 保 証 人 況 の 状 況	氏名				生年月日	年 月 日			
	住所				申請者との 関 係		主な 資産	円	
	職業				月 収	円	主な 負債	円	

貸付けを受けようとする理由					
償還するときの財源					
現在の負債の状況	種類				
	借入金額	円	円	円	円
	借入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	未償還額	円	円	円	円
	償還完了予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	借入先				
備考					

母子及び寡婦福祉法による寡婦福祉資金（ 資金）の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

香川県知事 殿

貸付申請者 住所

氏名

印

連帯借主 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

又は寡婦であるものの状況 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの 貸付けを受けようとする事業の使用人員のうち、	氏名	生年月日	配偶者の有無	生死その他別	住所	家族の状況				
						氏名	生年月日	年齢	続柄	扶養の有無
資産の状況(年月日現在)	基本財産	物件別	土地	建物	附帯設備	什器備品	有価証券	預金現金	その他	計
		数量	m ²	構造	m ²	構造	品名数量	種類		
	評価額	円	円	円	円	円	円	円	円	
	運用財産	数量	m ²	構造	m ²	構造	品名数量	種類		
		評価額	円	円	円	円	円	円	円	円
	負債	内訳	母子福祉借入金	資金	その他の借入	金の未払	金の他	計		
金額		円	円	円	円	円	円			
資産総額	円		正味資産額 (資産総額 - 負債)			円				
貸付けを受ける事業の概要及び資金の用途についての計画										
償還計画	償還年次		償還金充当財源の調達方法							
	1	(年)								
	2	(年)								
	3	(年)								
4	(年)									
<p>母子及び寡婦福祉法による寡婦福祉資金 (資金) の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">貸付申請者 主たる事務所 の所在地</p> <p style="text-align: center;">名称</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名 ㊟</p>										

注 ※印の欄は、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の規定により提出されている書類は、改正後の香川県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の相当規定により提出された書類とみなす。
- 3 改正前の第一号様式、第四号様式、第七号様式、第八号様式、第二十五号様式及び第二十六号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十六号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和三十九年香川県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「から委託を受けた者が主催するテニス教室」を「が行うスポーツ教室」に、「一人コース二千三百円とする」を「香川県教育委員会が定める」に改める。

第十六条第一項第二号中「午後五時」の下に、「四月一日から四月三十日まで及び九月一日から九月三十日までの日にあつては午後六時、」を加え、「午後七時」を「午後七時」に改める。

第十八条第二項中「から委託を受けた者が主催する」を「が行つ」に、「一人コース二千三百円とする」を「香川県教育委員会が定める」に改める。

（書類の提出先）

第二十五条 この規則に定めるところにより知事に提出する申請又は届出の書類のうち、栗林公園に係るものについては香川県栗林公園観光事務所長を、琴弾公園、琴林公園、琴平公園、桃陵公園、亀鶴公園、香東川公園、土器川公園及びさぬき空港公園に係るものについては当該都市公園の所在地を所管する土木事務所長を経由して知事に提出しな

ければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（管理の委任）

第二十六条 総合運動公園及び丸亀競技場の管理に関する権限は、香川県教育委員会に委任する。

別表第五第一号の表中「午後五時」を「午前九時前又は午後五時」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場について、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）若しくはこれに基づく命令若しくは香川県都市公園条例（昭和三十九年香川県条例第二十号）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に当該法令若しくは条例の規定により知事にされている申請その他の行為は、同日以後における当該法令又は条例の適用については、香川県教育委員会がした処分その他の行為又は香川県教育委員会にされた申請その他の行為とみなす。